

白ばら

…… 選挙広報第48号 ……

令和2年3月1日

登別市選挙管理委員会
登別市明るい選挙推進協議会

2019
年度

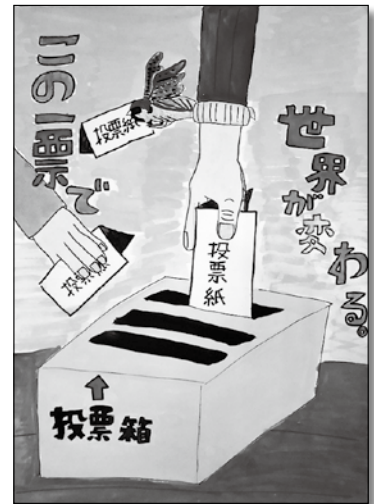
明るい選挙啓発ポスターコンクール受賞作品



登別市選挙管理委員会委員長賞
幌別東小6年 木村 翔太さん



登別市選挙管理委員会事務局長賞
幌別西小6年 尾張 滯那さん



登別市明るい選挙推進協議会会長賞
幌別西小6年 荒川 裕美さん

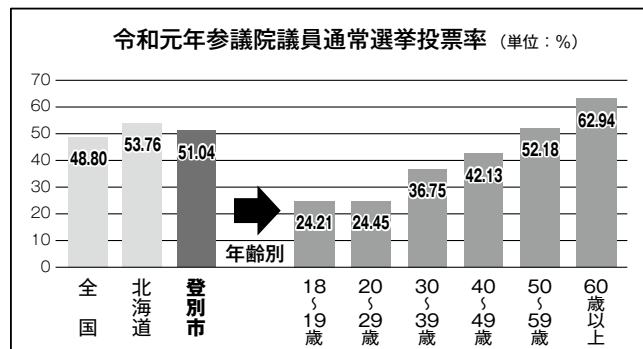
2019年度明るい選挙啓発ポスターコンクールは、令和元年5月13日から9月6日の募集期間に、全国から8,799校144,895人の児童・生徒の皆さんから応募があり、このうち登別市では市内6校87人から応募がありました。甲乙つけがたい力作が揃いましたが、上記3作品を登別市の優秀作品として選考しました。たくさんの応募ありがとうございました。

投票率の状況について

令和元年7月21日に参議院議員通常選挙が執行されました。登別市の投票率（選挙区）は51.04%で、3年前の参院選より4.34%下回る結果となりました。この投票率は道内35市のうちのワースト10に入ります。年齢別の投票率をみても、登別市の平均を上回る階層は50歳以上からで、特に10～20代の投票率は平均より20%以上も低く、選挙権年齢が18歳に引き下げられた3年前の参院選と比べても約10%低下しています。このことが、若者の意見が政治に反映されにくいと言われる現状につながっています。

若者が選挙に行かない理由は「選挙に行くのが面倒」「政治に興味がない」「誰に投票したらいいかわからない」といったことが挙げられますが、このままではますます若者の声は政治に届きにくくなります。

今よりもっと住みやすく、誰もが安心して暮らせる社会にするためにも、まずは「選挙に参加すること」が未来を変えるための第一歩となります。



選挙の制度について

◎期日前投票制度

仕事や旅行、冠婚葬祭などの予定があって、投票日当日に投票に行けないと見込まれる方は、期日前投票することができます。

投票場所や期間等は次の表のとおりです（令和2年3月1日現在）

投票所	登別市中央期日前投票所	イオン登別店期日前投票所	登別市鷺別期日前投票所
場所	登別市中央町6丁目11番地 登別市役所第2庁舎1階 第2庁舎会議室	登別市若山町4丁目33番地1 イオン登別店2階ギャラリー	登別市鷺別町3丁目3番地4 鷺別公民館1階1・2号会議室
投票期間	選挙期日の公示（告示）日の 翌日から選挙期日の前日まで	選挙期日の6日前から 選挙期日の4日前まで	選挙期日の3日前から 選挙期日の前日まで
投票時間	午前8時30分から 午後8時00分まで	午前9時00分から 午後8時00分まで	午前8時30分から 午後7時00分まで

なお、投票所入場券の裏面は宣誓書となっていますので、期日前投票に来る方は、あらかじめ記入していただくことでスムーズに投票することができます。紛失などにより持参できない方も選挙人名簿に登録されていれば、再交付することができますので、係員に申し出てください。

◎不在者投票制度

仕事や旅行などで市外に滞在している方や、不在者投票施設に指定されている病院・老人ホームに入院・入所されている方は、事前に投票用紙を請求することで、滞在先の選挙管理委員会や指定された施設の中で不在者投票することができます。

登別市に住民票がある方は「不在者投票宣誓書（兼請求書）」に必要事項を記入し、登別市選挙管理委員会に直接または郵送により投票用紙等を請求してください。

また、病院や施設に入院・入所している場合は、施設の長が本人に代わって代理で投票用紙等を請求することができますので、施設の職員にお問い合わせください。

◎郵便等による不在者投票制度

身体に障がいがあり、選挙期日（投票日）に投票所での投票が困難な方は、一定の要件を満たすと、自宅などから郵便等で投票することができます。

この制度を利用するには、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けている必要があります。下表の要件に当てはまる方は、申請書に必要事項を記入し、身体障害者手帳や介護保険の被保険者証等障がいの程度を証明するものと併せて、選挙管理委員会に提出してください。

障がい・要介護を証明するもの及びその部位		障がいの程度
介護保険の被保険者証		要介護5
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症

◎在外投票制度

海外にいても国政選挙（衆議院議員及び参議院議員）の投票をすることができます。在外投票するには「在外選挙人名簿」への登録申請が必要です。申請は在外公館のほか、国外転出する際に市区町村の窓口で登録移転の申請をすることもできます。

本年8月に登別市長選挙が執行されます

登別市長の任期は令和2年8月27日に満了日を迎えます。過去4回の登別市長選挙は8月上旬に行ってきましたが、今年の8月上旬は、市制施行50周年の記念式典や2020年東京オリンピックの開催と重なることを考慮して、3月中を目途に選挙日程を決定する予定です。

その他の選挙について

令和2年度は登別市長選挙のほかに選挙が行われる予定はありません。令和3年度は衆議院議員の任期が令和3年10月21日に満了日を迎えますので、同年9月下旬以降に選挙が行われる予定です。なお、満了日前に衆議院が解散となった場合は、解散の日から40日以内に総選挙が行われます。

私たちの『大事な一票』を忘れずに投票しましょう。

私たちの生活や社会をよくするためには、私たちの意見を反映させてくれる代表者が必要であり、その代表者を決めるのが「選挙」です。私たち一人ひとりが「選挙」に関心を寄せることで、「選挙」はもっと身近なものになるといえます。『大事な一票』を忘れずに投票しましょう。

公平公正な選挙推進について

寄附の禁止（三ない運動）

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と私たち有権者とのつながりはとても大切です。しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

こうした金銭や品物などを「贈らない、求めない、受け取らない」ということで『三ない運動』を進めており、明るい選挙推進運動の重要な柱となっております。

◎政治家からの寄附禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意してください。

◎禁止されている寄附（例）

- 病気の見舞いの贈り物等
- 祭りへの寄附や差し入れ
- 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- 秘書等が代理で出席する場合の香典
- 葬式の花輪、供花
- 落成式、開店祝の花輪
- 町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差し入れ
- 入学祝、卒業祝
- お中元、お歳暮、お年賀



政治家は選挙区内の人々に祝金や祝品、あいさつ状などを出すことは禁止されています。

「選挙のめいすいくん」
明るい選挙の
イメージキャラクター

みんなで守ろう三ない運動。



贈らない。 求めない。 受け取らない。

投票区一覧

有権者の皆さんが投票する場所は、住民登録されている地域によって、下表のとおりあらかじめ決められていますので、事前にご自身の投票所を把握しておくようお願いします。（※選挙前に郵送される投票所入場券にも投票所が記載されています）

また、投票所の所在地については、市のホームページを参照してください。



↑
こちらの二次元
バーコードから
検索できます。

令和2年3月1日現在

投票区	投票区域	投票所施設名	投票区	投票区域	投票所施設名
1	中央町全域	幌別小学校 (中央町6-19-1)	19	片倉町1~6丁目 全域 川上町全域 鉾山町全域	幌別西小学校 (片倉町5-13)
2	幌別町全域	鉄南ふれあいセンター (幌別町3-17-1)	20	常盤町全域	百寿の家 (常盤町2-35-5)
3	桜木町1~2丁目 緑町全域 若山町1丁目1・2番地	緑寿の家 (緑町1-2-4)	21	鶯別町4・5丁目 鶯別町6丁目20番地以後 栄町1丁目 栄町2丁目1番地1~10番地	鶯別小学校 (鶯別町4-36-21)
4	新川町全域	ねむの木の家 (新川町3-6-2)	22	若草町1・3・5丁目 美園町2丁目 上鶯別町106番地499 上鶯別町106番地500 上鶯別町106番地716 上鶯別町106番地502~689 上鶯別町106番地731~116番地286	若草小学校 (若草町1-1-2)
5	富士町全域	富士会館 (富士町7-2-1)	23	登別東町3・4・5丁目 中登別町12~20番地 中登別町26~41番地 中登別町59~73番地	婦人センター (登別東町3-6-7)
6	千歳町全域 新栄町30番地 来馬町374番地	労働福祉センター (千歳町3-1-8)	24	柏木町全域	こぶしの家 (柏木町4-24-42)
7	富浦町1・2・3丁目	富浦会館 (富浦町1-46-4)	25	若草町2・4・6丁目	若草つどいセンター (若草町4-21-1)
8	登別東町1・2丁目 登別本町全域 登別港町全域	登別公民館 (登別東町2-21-1)	26	美園町5丁目9番地1以後 美園町6丁目 上鶯別町117番地 上鶯別町123番地1~215番地2	美園児童センター (美園町5-36-4)
9	中登別町11番地以前 中登別町21~25番地 中登別町42~58番地 中登別町74番地以後 (215~220番地を除く)	白樺の家 (中登別町152-3)	27	新生町1・3・5・6丁目 上鶯別町106番地44~284 上鶯別町106番地703~705	千代の台集会所 (新生町3-13-1)
10	中登別町215~220番地 上登別町全域 登別温泉町全域 カルルス町全域	登別温泉ふれあいセンター (登別温泉町58-1)	28	幸町全域 富浦町4・5丁目 新栄町31番地以後	すずらんの家 (幸町5-27-4)
12	札内町全域 富浦町(丁目を除く)全域 来馬町374番地以外の区域	札内高原館 (札内町73)	29	大和町全域 若山町1(1・2番地を除く)・2丁目 若山町3丁目7・8番地 青葉町21番地以後	若山の家 (若山町2-43-128)
14	富岸町全域 新生町4丁目 若山町3丁目(7・8番地を除く) 上鶯別町98~105番地	富岸青少年会館 (富岸町2-23-15)	30	桜木町3~6丁目 青葉町1~20番地	桜木集会所 (桜木町4-1-1)
15	栄町2丁目11番地以後 栄町3・4丁目	富浜児童館 (栄町2-18-4)			
16	鶯別町1~3丁目 鶯別町6丁目1番地1~19番地	鶯別公民館 (鶯別町3-3-4)			
17	美園町1・3・4丁目 美園町5丁目1~8番地	美園婦人研修の家 (美園町4-8-9)			
18	新生町2丁目 若山町4丁目	新生集会所 (新生町2-18-4)			

不明な点は、登別市選挙管理委員会へお問い合わせください。

問い合わせ先：登別市選挙管理委員会事務局 ☎85-9143 (直通)

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地 第2庁舎1階 Mail: senkan@city.noboribetsu.lg.jp